別紙

用 語 表

番号	改 正 後	改 正 前
1	書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるもの	〔国税庁から送付する場合〕 書留郵便 （「書留」を含む。）
2	郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和24年法律第213条）第7条第1項に規定する委託事務を行う施設	簡易郵便局
3	日本郵政公社	国
4	日本銀行（日本銀行歳入代理店を含む。）	日本銀行（日本銀行歳入代理店を含む。）もしくは郵便局
5	日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署	日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、郵便局又は当税務署
6	配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして別途定めるものあるいは書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるもの	配達証明郵便又は書留郵便 （「配達証明郵便または書留郵便」を含む。）
7	普通郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便	普通郵便
8	法第22条《郵送等に係る納税申告書の提出時期》	法第22条《郵送に係る納税申告書の提出時期》
9	郵便局又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所	郵政官署
10	①送付 ②郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付	郵送
11	郵送等に係る納税申告書の提出時期	〔国税通則法第22条の見出しを引用する場合〕 郵送に係る納税申告書の提出時期
12	①郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便 ②郵便又は信書便 ③郵便又は信書便の	郵便

番号	改　正　後	改　正　前
13	〔様式等の場合〕 通信日付印	郵便官署消印
14	郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第３項（定義）に規定する信書便物	郵便物
15	〔様式等の場合〕 通信日付印	郵便物の通信日付印
16	次に掲げるものをいう。 ⑴　郵便のうち郵便法第57条の規定による特殊扱いとされる郵便（速達の取扱いによる郵便を除く。）以外のもの ⑵　民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）のうち上記⑴に準ずるもの	郵便法第57条の規定による特殊扱いとされる郵便（速達の取扱いによる郵便を除く。）以外のものをいう。